

取消処分（公表対象）案件一覧

取消年月日	被処分者	取り消した許可内容
平成26年1月22日	㈱リリーフ 代表取締役 山口 公祐	<p>土砂埋立区域の位置及び区域 神奈川県藤沢市葛原字下滝谷1642番地外</p> <p>土砂埋立行為等に係る工事を行う期間 平成24年7月3日から平成26年7月2日まで</p> <p>土砂埋立区域の面積 9,513.4m²</p> <p>土砂埋立行為を行う土地の面積 8,604.4m²</p> <p>土砂埋立行為の最大堆積時に用いる土砂の数量 41,843.7m³</p>

措置命令（公表対象）中の案件一覧

命令年月日	被命令者	許可内容	違反の事実	命令の理由
平成25年8月30日	㈱リリーフ 代表取締役 山口 公祐	土砂埋立区域の位置及び区域（違反区域） 神奈川県藤沢市葛原字下滝谷1642番地外 土砂埋立行為に係る工事を行う期間 平成24年7月3日から平成26年7月2日まで 土砂埋立区域の面積 9,513.4㎡ 土砂埋立行為を行う土地の面積 8,604.4㎡ 土砂埋立行為の最大堆積時に用いる土砂の数量 41,843.7㎡	1 リリーフは、平成24年7月3日付け神奈川県指令藤土第330002号（以下「許可」という。）中の条例第10条第2項（神奈川県土砂の適正処理に関する条例の一部を改正する条例（平成24年神奈川県条例第42号）施行前の条例第10条第3項をいう。以下同じ。）による条件8の項に規定する準備工の段階にありながら、同項に規定する承認及び許可中土砂埋立区域内における土砂埋立行為の完了時の土地の形状の変更に関する条例第11条第1項の許可を受けずに、許可を受けた土砂埋立区域内で、土砂埋立行為を行った。このことは、条例第10条第2項により付した条件及び第11条第1項に違反するものである。 2 リリーフは、条例第11条第1項の許可を受けずに、許可を受けた土砂埋立区域外で、土砂埋立行為を行い、また、許可に係る仮設建築物を設置した。このことは、条例第11条第1項に違反するものである。 3 1及び2の土砂埋立行為は、平成24年7月23日から同年7月27日までの間少なくとも大型トラック125台分行われたことを確認した。さらに、同年7月31日に県が行った新たな土砂搬入停止その他所要の措置を求める文書指導後も、それに従うことなく、土砂埋立行為に関するリリーフ作成の土砂搬入券（以下「土砂搬入券」という。）を売却し、同年8月3日から同年9月22日までの間大型トラック684台分の土砂埋立行為を継続したことを確認した。また、2の仮設建築物は、同年7月24日以降、1及び2の土砂埋立行為に供するものとして使用されている。	1 県は、リリーフに対し、平成24年12月26日付け神奈川県指令藤土第378号により、上記違反の事実の項に規定する違反事実（以下「本件違反」という。）に関し、新たな土砂の搬入停止及び本件違反の是正・再発の防止のための是正計画書の提出を求める措置命令（以下「第1次命令」という。）を行った。 2 リリーフは、第1次命令を受け、平成25年1月30日（一部追加同年2月26日）付けで是正計画書（以下「旧是正計画書」という。）を提出した。 3 県は、旧是正計画書が、新たな土砂搬入停止、本件違反の是正・再発の防止等に必要な事項を内容としているため、第1次命令が履行されたものと認めることとした。 このため、平成25年3月26日付け神奈川県指令藤土第495号により、旧是正計画書に記載された本件違反の是正・再発の防止の措置（以下「旧是正計画」という。）の適正な履行その他の本件違反の是正・再発の防止のために必要な措置命令（以下「第2次命令」という。）を行った。 4 しかし、リリーフは、第2次命令の履行期限である平成25年8月31日までに、その履行が困難となったため、同年8月15日に本件違反の是正・再発の防止を確実に果たすための別添書類その他関係書類からなる再度の是正計画書（以下「再是正計画書」という。）を提出した。 5 県は、再是正計画書が、旧是正計画書同様の本件違反の是正・再発の防止の履行に加え、期限までに土地所有者等の課題や他法令の課題の解消について報告が完了しない場合には、搬入した土砂の全部除却、全部除却後の区域の保全、及び廃止届の提出（以下「事業の廃止」と総称する。）による確実な違反の是正・再発の防止を誓約する内容であることから、第2次命令を変更し、再是正計画書の適正な履行その他の本件違反の是正・再発の防止を求める措置命令（以下「第3次命令」という。）を、命令の内容のとおり行うこととした。

命令の内容

1 第3次命令が解除されるまでの間、新たな土砂の搬入（再是正計画書中に記載された本件違反の是正に必要な碎石の搬入を除く。）の停止（既に売却した土砂搬入券の使用の停止を含む。）を引き続き行うこと。

なお、その旨について、条例第15条第1項の規定に準拠した標識の掲示を行うこと。

2 再是正計画書により、違反の是正を平成26年1月31日（以下「履行期限」という。）までに履行すること。

なお、再是正計画書中で誓約のとおり、土地所有者等との課題の解消については平成25年10月15日までに、他法令の課題の解消については平成25年11月15日までに、それぞれ報告を行うこと。いずれかの報告が期限までに完了しない場合は、速やかに事業の廃止に着手し、履行期限内に違反の是正を行うこと。

3 第3次命令の履行前に、取締役会において第3次命令の確認を行い、その適正な履行による本件違反の是正・再発の防止を図る旨を決議すること。さらに、当該決議事項について、従業員、元請負人その他第3次命令の履行に従事する者、本件許可の土地所有者その他の関係者に周知すること。

なお、上記決議及び関係者への周知を行った結果について、取締役会議事録その他の関係書類を添え報告すること。

再 是 正 計 画 書

再 是 正 計 画 書

目 次

- 第1 新たな土砂の搬入停止について
- 第2 標識の掲示について
- 第3 当該是正計画の適正履行に関する取締役会・従業員への周知の履行
- 第4 11条違反土砂の除却について
 - 1、区域外11条違反土砂の除却について
 - 2、区域内11条違反土砂の除却について
- 第5 調整池、擁壁の設置、その他の是正措置について
 - 1、調整池について
 - 2、擁壁の設置について
 - 3、その他の措置等について
- 第6 仮設建物等の除却について
- 第7 工程表等必要事項について
 - 1、工程表について
 - 2、工事管理体制について
 - 3、施工方法について
 - 4、資金計画について
 - 5、工事従事者について
 - 6、その他必要事項について
- 第8 第4条処理計画について
- 第9 違反是正の履行期間の継続
- 第10 その他

□総括

- 平成24年7月3日付け、神奈川県指令藤土第330002号神奈川県土砂の適正処理に関する条例の規定による許可（以下「本件許可」という）を取得し、工事を着手するに工事区域外、区域内及び区域内農地に土砂を搬入した行為、又工事区域外に仮設建築物（現場事務所）を設置し、同条例に違反し、平成24年12月26日付けにて、是正措置の命令書（以下「第1次命令」）を経て、平成25年3月26日付けで第2次命令を受けましたが今現在工事に着手していません。その間社内的な責任の所在等を確認し、取締役の解任及び代表者の変更を行いました。この事において、従前報告・誓約の通り、前代表取締役であり現取締役である辻丸雅彦は、これまで県に報告・誓約してきた本件違反の是正に関わる一連の事柄について、引き続きその責務を果たしていくと共に、現代表取締役山口公祐も同様に責務を果たしていくことをここに誓約します。さらには、解任された[REDACTED]・[REDACTED]についても引き続き従業員の立場で本件違反の是正・再発防止を図る事を誓約します。

他法令の手續に不適正な対応があり、地権者さんとも合意の経緯に関わる確認・説明不足などがあった事も今現在工事に着手していない原因となりました。

第2次命令の履行は当社が行った違反の是正に関わるものであり、その履行が果たせなくなった事は重大な問題であると受け止めており、深く反省しております。しかしながら、県の指導・処分後は、土砂の搬入を停止し、違反の是正を進めるべく努めてきたところであり、他法令の対応や地権者の同意に関する課題についても、鋭意その解消に努めてきたところです。この為、当社としてはそれら諸問題の解消と違反是正に向けた第2次命令の内容の履行に向け所要の履行期限の延長を願うべく、違法に搬入された土砂を全部除却し、保全を図った後、廃止届けを行う事を含む計画書を再度提出するものです。今後は役員、社員、及び関係者一同が深く反省し、是正工事を含め今後の工程を、貴土木事務所と密に打合せながら進めていく所存です。

この許可の申請人であり、この工事全体の最終責任者である、株式会社リリーフ 代表取締役 山口公祐を先頭に一致団結し、今後決して迷惑をかける事無く、最後まで完璧する事と致します。尚、今後も県への連絡・調整等、本件違反の是正・再発防止に向けた、作業の取り纏めは、取締役辻丸雅彦が続けていくことを誓約します。

◎以下第1次命令、第2次命令等について次の通り報告します。

第1 新たな土砂の搬入停止について

○第2次命令により、新たな土砂の搬入は停止し、それを厳守しています。

第2 標識の掲示について

○第2次命令の趣旨を踏まえ、現場入口部分に許可標識に準じ(900×1200) 掲示を行っています。(P3-1参照)

第3 当該是正計画の適正履行に関する取締役会・従業員等への周知の履行

- 第2次命令の趣旨を踏まえた近隣住民への通達及び工事関係者への指導及び教育を行いました。
- 取締役会決議の開催・社内全体会議で周知については、本計画承認後速やかに実施することを誓約しました。(P3-2参照)

第4 11条違反土砂の除却について

○第1次命令により除却対象となる11条違反土砂は、次の通り測量等を行い算出した事を報告します。

- ① 総量 3,538.98 m³
 - うち区域内 1,955.94 m³
 - うち区域外 1,583.04 m³

② 算定根拠はP35、36参照

③ ①位置等は平面図P20参照

②断面図P30、31、32参照

11条違反土砂の除却については、上記報告数量を機に違反の是正に必要な数量を不足無く実施いたします。

当該除却は、次の1及び2に報告の通り本来、許可工事中の準備工及び盛土工に相当する。切土、盛土の施工に当たっては安全性その他の必要な措置について、本件命令、許可の内容及び、貴職の指導を踏まえ、適正に行います。

1, 区域外11条違反土砂の除却について

○区域外11条違反土砂(1,583.04 m³)は次のとおり、区域内に移動することで適正に除却を行います。

- ① 調整池の設置後、擁壁施工状況を踏まえて（資材等搬入路整備用土砂）としての利用に641.18m³を許可区域内に移動（P21）
- ② 調整池の設置後、擁壁施工工事状況を踏まえて盛土工としての利用に941.86m³を区域内に移動（P21）

2, 区域内11条違反土砂の除却について

- ①区域内11条違反土砂（1,955.94m³）は次の通り、適正に除却を行います。
- ②この土砂は調整池完了後、擁壁の施工状況を踏まえ、盛土工として利用することで区域内に移動し、適正に除却を行います。

3, 11条違反の土砂については本来、外部への搬出をもって除却すべきですが、上記計画による区域内への搬入をもって除却と承認していただくようお願い致します。

第5 調整池、擁壁の設置、その他の是正措置について

1, 調整池の設置について

是正計画の工程表に基づき農地転用の為の工事を完了させ、地目変更がなされた時点で仮設進入路を利用し、盛土工の実施前に本件許可どおりの施工を完成をさせる事とします。

2, 擁壁の設置について

地目変更後に調整池同様所要の資材を搬入し、許可どおりの施設の工事に着手するが、この場合、本計画に於いて実施する盛土工土砂としての第11条違反土砂の移設を石積の工事に合わせ、土砂を搬入し、盛土します。（P20）

3, その他措置等について

土砂の除却等、調整池擁壁工事については、施工位置を縄縛りにして、杭又は丁張にて明示し、施工します。

第6 仮設建築物の除却について

是正工事開始後、他法令の課題を解消した上で、速やかに是正計画平面図 P20 の現場事務所移動場所へ設置します。
簡易トイレも同じく移動します。

第7 工程表等必要事項について

○本件計画中の工事等の行程は大きく分けて次の①から⑩までの行程となります。

1. 工程表について (各土量の移動状況は、平面図 P21)

- ①許可外工事としての北側、第11条第1項・第10条第2項の条件違反の南側区域内違反土砂 652.41 m³ を市道を除く部分に仮置きする。
 - ②①の土量のうち、249.76 m³ を使用し北側区域内を整地する。
 - ③②の土砂に砕石 195.00 m³ を整地のために外部から搬入する。
 - ④藤沢市農業委員会の確認検査を受ける。
 - ⑤北区域内に①の土砂 402.65 m³ で仮設搬入路を区域外 11 条違反土砂 641.18 m³ で資材搬入路を施工する。
 - ⑥仮設進入路設置に伴い南側部分より砕石 139.00 m³ を整地のため外部から搬入する。
 - ⑦⑤の仮設搬入路を利用し、調整池、擁壁工事の為に資材搬入する。
 - ⑧調整池設置工事を行う。
 - ⑨擁壁設置工事を行う。
- ⑩⑨に応じ、区域外土砂 941.86 m³ と区域内土砂 1,955.94 m³ を盛土工として移動する。

○①から④までは本件許可・命令を履行するために必要不可欠な農地法上の事前の作業で(上述「許可外工事」としたのはこのことによる。)あり、平成25年1月30日提出の是正計画書に添付した誓約書記載の通りホーム建設株式会社が適正に工事を行うことを誓約します。

○③と⑥は新たな砕石の外部からの搬入ですが③は上記の理由によるもので、⑥は本来準備工での仮設進入路設置のために、不可欠なものの為許容下さるようお願いします。

2、工事管理体制について

本工事の管理の最終責任者は発注者である株式会社リリーフ代表取締役山口公祐とし、工事の施工の責任者は株式会社信和建設 代表取締役 鶴窪由行の責任とします。是正工事を含む本工事に於いて、作業日報等内部資料を現場担当者より工事責任者を通し代表取締役 山口公祐の承認及び決済印を得る事とし、土木事務所の指示によりこれを提出する事とします。

3、施工方法について

(準備工)

- 1 1条違反土砂の除却を実施するために必要な仮設道路(P20平面図、26, 27, 28断面図)を整備します。

尚、別添是正計画断面図(その4)の項目に於いては現地立会、確認を実施します。

(排水工)

- ① 多穴管設置は勾配に留意し、既存の多穴管へ確実に接続します。
- ② 素掘り側溝については、事前に施工位置を杭にて明示し、現地立会、確認をします。

(土工事)

- ① 工事着手前に切土丁張を施工し、事前に現地立会、確認をします。
又、土砂を仮置き移設する場所に於いても同様とします。
- ② 区域外11条違反土砂の施工については、元の地山面までの施工とし、基本的にバックホウ等の機械施工で実施します、
但し、仕上がり法面保護のため、必要に応じ人力施工も考慮する。さらに法面保護が必要になった場合は、対策工(種子吹付等)を実施します。
- ③ 土砂運搬については、ダンプトラック運搬とし、盛土作業は一層巻出し、厚さ30cm毎に15tブルドーザーで敷均し、締固めを実施します。
尚、この行為に於いても、現地立会、確認を実施します。
- ④ 仮置きする土砂の場所を図面で明示された場所に置き、その場所に事前に仮杭を設置し、行い都度、立会確認します。

(調整池設置工)

調整池については、事前に施工位置を縄張りにて明示し、現地立会、確認を行います。

又、支持地盤の確認も行います。

基礎砕石、躯体型枠、鉄筋組立等については、別添許可申請（P 7）の図面の通り行い、現地立会、確認を行います。

(擁壁工)

ブロック積前面、裏面砕石等の厚さが確認できる丁張を施工し、事前に現地立会、確認を行います。

支持地盤、基礎砕石、基礎コンクリートに於いては、別添許可申請図面（P 8）の通り現地立会、確認を行う。

4. 資金計画について

是正計画書内資力及び信用に関する申告書を添付（是正工事及び、土砂埋立に必要な経費記載）

5. 工事従事者について（当社社員以外の従事者）

工種別に工程表に担当者を明記してあります。

工事請負会社 株式会社 信和建設

代表取締役 鶴窪由行

現場担当者

現場誘導員

農地転用に係る工事施工会社

ホーム建設株式会社

代表取締役 木島裕則

現場担当者

6. その他必要事項について

この是正工事は、社内は基より工事従事者と関係者に本是正計画の説明を徹底した後、この工事を行う事とします。

第8 第4条処理計画について

工事区域内、区域外の土砂の搬出は外部への除却は行わず、工事区域内にて処置することにより不要となります。

第9 違反是正の履行期間の継続

総括でも報告の通り第2次命令の履行に着手できなかったため違反是正の履行期間は、第2次命令の履行期間と同じ5ヶ月間の継続をお願いします。この場合、第2次命令が履行できなかった理由が地権者の課題と他法令の課題が解消されていないことであったため、許可区域内の土地の所有権の取得、所有権その他権利を有する者の同意などの土地所有者等との課題の解消については平成25年10月15日までに、本再是正計画の履行に関係する他法令の許認可手続などの他法令の課題の解消については平成25年11月15日までに、それぞれ県に報告することを約束します。

なお、いずれかの報告が不能な場合には、速やかに、これまで搬入した土砂を全部除却し、区域全域の保全を図った後、廃止届けを延長された履行期間内に提出し、違反の是正を役員全員の責任を持って図る事を誓約します。

第10 その他

本計画履行中は全ての土地所有者から、その内容に同意を得ていく事を誓約します。

10条2項違反土砂については、上記のとおり外部への搬出はせず、是正に必要な除却が無いので現状のまま適正に保持することを承認していただくようお願いします。

尚、本計画履行後の残りの本件許可の工事については、適正に処理していくことを固く誓約します。

又、是正計画の施工に当たり、想定しない事態が生じた場合は、県土木事務所と協議し、指導及び、指示を受け適正に処理いたします。